



しておるわけであります。

それからどういうところを基準に考えておるか、これは法案にも申しておるよう、「一口の金額を二百円」として、そしてこれが当初政府原案によりましては、七年以上十年までの者は五%，十年以上は一〇%という補助の

正によりましてそれぞれ三年六ヶ月及び四年六ヶ月というふうに短縮いたしましたわけでございます。これの趣旨は今までなく、中小企業に働く従業員の平均勤続年数が約四年程度となつておりますので、その実態に合うよう修正をされたわけでございます。

のが実情でございます。そこで、中小企業の実情を見ますると、大企業に比較いたしまして退職金制度を持たない企業等が多うございます。しかも単独の事業所ではなかなか退職金制度を確立することがむずかしい。そこで、全国自発的に中小企業者が集まりまし

なしに、企業自身の内容との関係があると思いますけれども非常にいい退職金を持つていると考えるわけですが、こういう法案ができると、これは低いのですから、こういうところに退職金制度というものが引き下げられるといふ危険はないかどうか。これは一つお

業員に対して、これに準ずるような退職金の制度を確立したいという気持でこの法案を提出いたしておるわけでございましてから、これの運用に当りましては、この制度ができたために従来相当上回った退職金の規定を持っておつたにもかかわらず、この制度の実施に

○藤田謙太郎君　いや、私は今御説明になつたことについては、法案を見じてもらつたり提案理由説明のときのことになります。だからそう、聞きしているわけです。だからそ、  
対象をきめておるわけですが、それを衆議院における修正案で五年以上ということになりました。そこで私もといたしましては、そういうふう

て、共同して退職金の制度を作ろうといふ機運が相当活発に動いて参つてきておるのが実情でござります。そこで、この法案のねらいとするところ

○政府委員(鷲谷直龍君)　この法律は、御承知のように、退職金というものを創設するものであります。御承認をうけましては、何う伺いしておきたいと思ひます。

よつてそれが引き下がられるというようなことは、これはもとより私たちの考えておる方向ではございませんので、この法律の実施に当つては、そういう

な中小企業の従業員といふものの勤務年数等を計算いたしまして当初の政府原案を作ったわけであります。が、この修正案に当りますても、私どもはどういうところが大体の中心になりますかといふのめどをつけたわけであります。が、その点につきまして、政府委員側から一つ御説明を申し上げたいと思います。

うことを尋ねているわけではない。むしろは退職金というの、一つは何といても老後の生活保障というところには、アントがあるんだから、主として、これから今後公的な年金、厚生年金、これは労働省と厚生省と関係が違なければ、その関連をどうしていかれるか、いうことが第一点。  
それから第二点は、この額では老後生活保障に、うすいは、粗筋長く勤つて、

は、大企業が厚生年金制度と並行して充実した退職金制度を持つてゐるのに対比して、そういう制度を持たない、恵まれない状態にある中小企業に対しまして、国が助成して、そうして法律に基いた確固とした退職金制度を作つていこうというのがこの法案のねらいとなつておるわけでござります。従つて、掛金の額が、法案にもござりますように、最低二三百円ばかりでござります。

本的なものでございまして、そのほかに退職金は就業規則によって定められる場合もございます。そのような退職金のきめ方につきましてはいろいろやり方があるわけでございますが、この法案は、団体協約なり就業規則でできまってくる退職金というものをどのよいうな方法で積み立て、あるいはこれを支給していくか、その一つの方

○藤田義太郎君 そこで労働省として  
は、任意適用ということが今度は衆議  
院では任意包括ということになつたわ  
けです、だから、その面では企業ごとの  
任意包括ですから問題はだいぶ解消し  
たと思いますけれども、問題はこれを  
かけさすといいますか、百人以下、三  
十人以下の中小企業ですか、問題は

臣から御説明申し上げましたように、この制度は御承知のように、中小企業の業者の積立金を、共済という形でブールにいたしまして、それを年の運用利子を六分という前提にいたしまして、一つの退職金のカーブを考えがいでござります。そこで、最大のカーブの山は十五年に置いてござります。大体掛金に対しましての比率が一・二五倍になるのが十五年目でございまして、これをピーカーといたしまして退職金のカーブを描いておるわけでござります。

の保障ということにポイントを置かねばなりませんが、それでも、額というものが非常に少いのですから、だからそういう考課でありますから、だからそういうのではありませんから、そこで、そのあたりの点を、どううござるところにポイントを置かれてこういうふうな額を割り出されたのか。中小企業の相互扶助という内容については、へけれども、その二点をお伺いいたしまして、御説明されたようなことでわかります。

○藤田藤太郎君 大体そのところあ  
りはつりまことにござひ、問題  
はございません。従つて、これだけで  
老後の保障をこれで見ていくというよ  
うなわけには参らないと思いますが、  
そこは先ほど大臣が申し上げましたよ  
うに、今後漸次充実されていく各種の  
社会保険制度と相待つて、総合的に從  
業員の生活を安定させていく、そういう  
一つの柱になると、いうのが私どもの  
考え方でございます。

法をこの法律によって定めたものでござります。従いまして、労働協約によってある一つの退職金の額が定まつてきた場合に、そのうちの全部をこの法律による方法でやろうとする場合をございましょうし、あるいはその定まりました退職金のうちのある一定部分をこの法律の制度によつてやつしていくような場合、これはそれぞれの企業の実情に応じまして、いろいろな形が出てくるかと思うでござります。

それからこの退職金の積立金にいたしまして、二百円を設立してござります。

○政府委員(森谷直蔵君) 御指摘のように、この制度の基本的な建前が任意適用制の原則の上に立っておりますので、問題はこの制度を十分に当該の企業者及びその従業員の方に理解してもらうということが一番まず第一に大事なことであろうと考えておるのでございまして、私どもはこの法律が成立したことによって、本省はちららしく

補助金につきましては、ただいま申し上げましたように、掛金の元金、それから元利合計に達する時期が、それぞれ掛金の四年及び五年六ヶ月となつておりますので、衆議院における修

御承知のように、老後の保障を目的とする厚生年金制度と、そのほかに運賃と申しますか、並行いたしまして相当充実した退職金制度が確立されておるましては、大企業におきましては、

は、今日百人以下、三十人以下という格好になるわけですから、そういうところの中にも相当いい退職金を持っておるところがござります。それから企業が大きくなるというばかりで

して、最高手間までかけられるようないきま  
仕組みになつておるわけでございま  
す。私どもいたしましてはただいま  
申し上げましたように、大企業に比し  
て恵まれまい状態にある中小企業の従

されますが、この法律によつて設立  
されますところの中小企業退職金共済  
事業団、この活動 それから地方的に  
は府県の中になります労政系統の行政  
機構を通じましてこれらの力を、それ



いうことが基本の考え方でござりますので、従つて、この法律の運用に当りますことは、特に衆議院における委員会の修正の規定もございまするし、十分にこの制度の趣旨というものを理解してもらふと同時に、中小企業の企業者がこの共済契約を締結するに当つては、その従業員の意見を十分聞いて、その意に反しないように、十分に行政指導をして参りたい、また、先生が御懸念の点につきましても、労働省で施行省令を定める際に、さらに一そう具体的な規定を置いて、この点については遺憾のないよう措置して参りたいと考えております。

○藤田藤太郎君 その五十三条の一項の「一、二、三」ということと、今の二、三、四項に詳しく書いて、最後は今御説明なさったような精神を盛り込んでいくということですけれども、一項の横一、二、三ですね、有価証券の取得とか、不動産の取得とか、そういうこととの関連はどういう立場に理解していいのですか。

○政府委員(遊谷直藏君) 第五十三条の第一項は、この余裕金の運用の方向につきまして厳重なる規制を加えた条項でございます。若干私の説明が混同いたしまして、これは第四十四条に、「事業團は、第二十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。」という規定がございます。その第二号におきましてして「保健、保養又は教養のための施設の経営を行うこと。」さらに第三号におきまして、「前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。」こういうことが定められております。従つて事業團は、第一号に掲げられておる中小企業退職金共済事業のほかに、将来年月がたちまして、相当の余裕金が積み残された場合には、これの運用を通じて第二号、第三号の業務をあわせて行うことができる變成になっておりますので、そういう方面にも十分配慮を加えて参りたいというふうに考えておるわけでございます。

○委員長(久保等君) 他に御発言ございませんようですから、質疑は尽きましたものと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見等おありの方は討論中にお述べを願います。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

それではこれより中小企業退職金共済法案について採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久保等君) ありがとうございます。

いました。全会一致でございます。

よって本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

〔休憩後開会にいたらなかつた〕

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願(第一六七四号)

一、失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願(第一六七五号)

一、クリーニング業法の一部改正に関する請願(第一六七六号)(第一

六七八号) (第一七六一号) (第一七  
六二号)

一、阿蘇國立公園の入園料廃止に関する請願(第一六八六号)

一、けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願(第一六八七号) (第一一六八八号) (第一一九七号) (第一一七一〇号) (第一一七二七号) (第一一七二八号) (第一一七五三号) (第一一七五四号) (第一一七五五号) (第一一七七〇号)

一、保健婦助産婦看護婦の産前産後の休暇における正常な業務確保の法制化に関する請願(第一一七〇一号) (第一一七〇二号) (第一一七二六号)

一、元南滿州鉄道株式会社職務傷病者等の処遇に関する請願(第一一七〇九号)

一、十和田八幡平国立公園地域の保護等に関する請願(第一一七五六号)

一、母子相談員の常勤化に関する請願(第一一七六五号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願(第一一七六六号)

第一一六七四号 昭和三十四年三月  
二十七日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田  
紹介議員 小柳 牧衛君

政府においては、本年四月から生活保護法の最低生活基準の各項目について単価の補正を行い、一・六パーセントの引き上げを考慮されているようであるが、この引上率は昭和三十二年度の第





務する全職員を国庫負担の対象とするとともに、保健所のすべての経費に対する国庫負担率を二分の一に引き上げ、あわせて保健所職員の待遇を改善するため来年度から四十四億三千八百六十七万二千円に増額せられたいとの請願。

四月九日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法

の一部を改正する法律案(衆)

駐留軍関係離職者等臨時措置法

の一部を改正する法律案(衆)

駐留軍関係離職者等臨時措置

法の一部を改正する法律

府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「地方協議会」という。)に改め、同条第三項中「都道府県協議会」を「地方協議会の組織及び運営並びに事務局その他地方協議会」に改め、同条第三項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「都道府県協議会」を「地方協議会」に改める。

第十二条中「法人に対し、」の下に「國有財産法その他の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定にかかわらず、」を加え、同条ただし書を削る。

第十四条中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

二、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

三、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

四、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

五、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

六、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

七、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

八、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

九、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

十、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

十一、附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

一、引揚者給付金等支給法の一部改

正に関する請願(第一八〇四号)

一、ソロモン群島方面の戦没者遺骨

収集に関する請願(第一八〇五号)

一、労働者災害補償保険法の一部改

正に関する請願(第一八〇六号)

一、権太引揚韓国人に対する帰国手

当支給等の請願(第一八一六号)

一、クリーニング業法の一部改正に

関する請願(第一八一七号)(第一八三〇号)(第一八三一号)(第一八三二号)

一、医業類似行為既存業者の業務繼

続に関する請願(第一八二九号)

一、けい肺及び外傷性せき臓障害に関する請願

じである。

第一七七九号 第昭和三十四年四月四日受理

八日受理

九日受理

一〇日受理

一一日受理

一二日受理

一三日受理

一四日受理

一五日受理

一六日受理

一七日受理

一八日受理

一九日受理

二〇日受理

二一日受理

二二日受理

二三日受理

二四日受理

二五日受理

二六日受理

二七日受理

二八日受理

二九日受理

二〇日受理

二一日受理

二二日受理

二三日受理

二四日受理

この請願の趣旨は、第一七七九号と同

じである。

第一八二二号 昭和三十四年四月八日受理

九日受理

一〇日受理

一一日受理

一二日受理

一二日受理

一三日受理

一四日受理

一五日受理

一六日受理

一七日受理

一八日受理

一九日受理

二〇日受理

二一日受理

二二日受理

二三日受理

二四日受理

二五日受理

二六日受理

二七日受理

二八日受理

二九日受理

二〇日受理

二一日受理

二二日受理

二三日受理

この請願の趣旨は、第一七七九号と同

じである。

第一八二二号 昭和三十四年四月八日受理

九日受理

一〇日受理

一一日受理

一二日受理

一二日受理

一三日受理

一四日受理

一五日受理

一六日受理

一七日受理

一八日受理

一九日受理

二〇日受理

二一日受理

二二日受理

二三日受理

二四日受理

二五日受理

二六日受理

二七日受理

二八日受理

二九日受理

二〇日受理

二一日受理

二二日受理

二三日受理

七

生活保護法による被扶助者に対する  
引揚者給付金の国債還付金は、臨時収  
入であるとして、毎月それだけの額を  
扶助金から控除されているが、これ  
は、せつかくの恩典を無視することと  
なっているから、生活保護法による被

て、(一)医療機関の個別指定を撤廃すること、(二)前項の改正が急速に実現され難い場合には、療養費の受任者を実施すること、(三)千円未満の療養費も労働基準局から支払うこと等を実現せられたいとの請願。

請願者 東京都千代田区猿楽町  
二ノ四韓國Y M C A三  
〇二号第二次大戰時韓  
國人犠牲者連合会内  
沈桂發外十名

伊藤松次郎外百三十二  
紹介議員 伊藤 順道君

紹介議員 鹿島守之助君 田一秀

す、完全に支給されるよう、引揚者給付金等支給法の改正を図られたいとの請願。

労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願(五十五通)

第一八一六号 昭和三十四年四月七日受理

グ所には、通常営業者が備える洗たく機及び脱水機を少くとも各一台備えなければならないこととすること、(二)法律第七十一号によつて三箇年再延期の熱望により、昭和三十年法律第六百十一号により三箇年、更に同三十三年法律第七十一号によつて三箇年再延期

第一八〇五号  
昭和二十四年四月七日受理  
ソロモン群島方面の戦没者遺骨収集に関する請願

四ノ凹一  
五十四名  
紹介議員 勝侯 稔君  
この請願の趣旨は、第一八〇六号と同様である。

等の請願者 東京都千代田区猿楽町  
二ノ四韓国 YMCA三  
〇二号第二次大戰時韓

シング断を置かなければならないこととすること、(三)クリーニング所開設にあたつて、あらかじめその構造設備について都道府県知事の検査をうけ、当

紹介議員 谷口弥三郎君  
戦後十四年余を経過した現在、今なお南端ソロモン群島に數十万の遺体が放置されていることは、遺族はもろろん国民としてまことに痛恨にたえないものであり、とくに同方面は郷土神社部隊である元第六師団の激戦地域であつて、熊本県出身の犠牲者が最も多く、遺族の心情察するに余りあるものが、あるから、同方面的遺骨収集の実現を期せられたいとの請願。

七日受理  
第一八五号  
昭和三十四年九月二十一日  
樺太引揚韓国人に対する國家補償の事  
願 請願者 東京都千代田区猿楽町八  
二ノ四韓国YMC会  
○二号第二次大戦時韓  
国人犠牲者連合会内  
紹介議員 重盛 朴魯字外十名  
産業戦士という美名のもとに、日本政府

紹介議員 重盛 純治君

講ぜられたいとの請願。	第一八三一號	昭和三十四年四月九日受理	そのクリーニング業所を使用できないことをとすること、以上の点の改正措置を
第一八三〇号 昭和三十四年四月九日受理	第一八三〇号 昭和三十四年四月九日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願	クリーニング業法の一部改正に関する請願
クリーニング業法の一部改正に因する請願	群馬県前橋市上小出町	紹介議員 伊能芳雄君	群馬県前橋市上小出町
群馬県前橋市一毛町一 六八 大野祐三郎外百三十名	甲一二五 中島留吉外百二十九名	この請願の趣旨は、第一八一七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八一七号と同じである。
請願者	請願者	請願者	請願者

第一八〇六号 昭和三十四年四月七日受理

強制労働に従事し、戦後は苦しい不平を嘆き、韓国人に対する国家補償の具體等を講ぜられたいとの願願。

願  
第一八一七号 昭和三十四年四月七日受理

この請願の趣旨は、第一八一七号と同じである。  
第一八二九号 昭和三十四年四月  
第一八三三号 昭和三十四年四月  
九日受理  
クリーニング業法の一部改正に関する  
請願

二ノ四五東住吉区医師会  
会内 吉松茂久

第一八四〇号  
昭和三十四年四月九日受理  
願 権太引揚韓国人に対する国家補償の件

請願者 群馬県前橋市壹町六一  
群馬県クリーニング環  
境衛生同業組合理事長

大正十二年九月一一日  
医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 兵庫県相生市旭区南木町一ノ一、一七五松  
紹介議員 鶴見祐輔君  
この請願の趣旨は、第一八一七号と同  
六七 小林敏明外三百  
十一名

じである。

られたいとの請願。

四月二十二日本委員会に左の案件を付

託された。

一、クリーニング業法の一部改正に

関する請願(第一八四三号)

一、保健所費国庫補助増額に関する

請願(第一八五四号)

一、指定医薬品以外の医薬品等販売

業者資格の法制化等に関する請願

(第一八四九号)(第一八五〇号)

第一八四三号 昭和三十四年四月

十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する

請願

請願者 福井市毛矢町一〇福井

県クリーニング環境衛

生同業組合内 藤沢平

紹介議員 小幡 治和君

クリーニング業法に関する(一)営業者は

洗たく物の受取及び引渡しのみを行うク

リーニング所や洗たく物の処理につい

て洗たく機及び脱水機を必要としない

クリーニング所以外のクリーニング所

には、通常営業者が備える洗たく機及

び脱水機を少くとも各一台備えなければ

ならないこととする。(二)クリー

ニング所に一人以上のクリーニン

グ師を置かなければならぬこととす

ること。(三)クリーニング所開設にあ

つて、あらかじめその構造設備につい

て都道府県知事の検査をうけ、当該構

造設備が衛生措置を講ずるに適するこ

との確認をうけた後でなければ、その

クリーニング所を使用できないことと

すること、以上三点の改正措置を講ぜ

第一八四四号 昭和三十四年四月

十一日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願

(十一通)

請願者 福井県三方郡美浜町河

原市三方郡連合婦人会

内 武長シズエ外二百

紹介議員 小幡 治和君

公衆衛生の重視化に伴い、保健所業務

がますます増加するにかかわらず、そ

の人的及び物的設備はまことに不完全

でその機能を十分發揮できないばかり

すおそれがあることは極めて遺憾であ

るから、政府はすみやかに保健所に勤

務する全職員を国庫負担の対象とする

とともに、保健所のすべての経費に対

する国庫負担率を二分の一に引き上

げ、あわせて保健所職員の待遇を改善

するため来年度から四十四億三千八百

六十七万二千円に増額せられたいとの

請願。

の定義を規定すること、この法律で

「薬業士」とは医薬品、用具化粧品等

の保存販売及び交付に関する業務を行

う者であつて都道府県知事の免許を受

けたものをいう。ロ、第二章の次に薬

業士の一章を設け薬業士免許及び薬業

士試験等に関する事項を指定するこ

と、ハ、医薬品の販売業をなしうる者

は「薬剤師若しくは」薬業士又はこれ

らの者を管理者として使用する者に限

る旨を第二十九条中又は別条に規定す

ること、ニ、現に指定医薬品以外の医

薬品販売業者である者等については既

得権を尊重し付則に必要な経過規定を

置くこと、ホ、その他監督及び罰則等

の関連規定に手入れを行うこと、(二)

指定医薬品の品目を縮限すること等の

実現を期せられたいとの請願。

第一八五〇号 昭和三十四年四月

十五日受理

指定医薬品以外の医薬品等販売業者資

格の法制化等に関する請願

第一八五〇号 昭和三十四年四月

十八日受理

指定医薬品の品目を縮限すること等の

実現を期せられたいとの請願。

第一八六六号 昭和三十四年四月

二十一日受理

労働者災害補償保険法の一部改正に

する請願(二通)

請願者 大阪市東住吉区桑津町

六丁目 笹岡忠郎外一

紹介議員 勝俣 稔君

労働者災害補償保険法の一部を改正し

て、(一)医療機関の制限指定を撤廃す

ること、(二)前項の改正が急速に実現

され難い場合には、療養費の受取者払

を実施すること、(三)千円未満の療養

費も労働基準局から支払うこと等を実

現せられたいとの請願。

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

を置かなければならぬこととすることと、(三)クリーニング所開設にあたつて、あらかじめその構造設備について都道府県知事の検査をうけ、当該構造設備が衛生措置を講ずるに適することの確認をうけた後でなければ、そのクリーニング所を使用できないこととすること、以上三点の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第一八六八号 昭和三十四年四月  
二十一日受理 身体障害者雇用法制定促進に関する請

願 請願者 広島市西蟹屋町四六五  
西口春人

紹介議員 藤田 進君

わが国の身体障害者の総数約八十万の四十一パーセントは無職者であり、このうちの十四パーセントは職につきうるだけの能力をもつているにもかかわらず、身体障害者であるがために雇用されず、極貧にあえいでいる現状であるから、身体障害者雇用法を昭和三十四年度から制定実施するよう予算措置を講ぜられたいとの請願。

第一八九一号 昭和三十四年四月  
二十四日受理 身体障害者雇用法制定促進に関する請

願 請願者 広島県吳市二河公園吳市身体障害者福祉会館  
内 船岡俊吉  
紹介議員 永野 譲君

この請願の趣旨は、第一八六八号と同じである。

第一八六九号 昭和三十四年四月  
二十四日受理 身体障害者雇用法制定促進に関する請

願 請願者 広島市西蟹屋町四六五  
西口春人

紹介議員 永野 譲君

ソロモン群島方面の戦没者遺骨収集に関する請願

二十一日受理 ソロモン群島方面の戦没者遺骨収集に関する請願

請願者 熊本市黒髪町内坪井七  
五〇 中村晋外一名

紹介議員 森中 守義君

二十一日受理 戦後十四年余を経過した現在、今なお岐南端ソロモン群島に數十方の遺体が放棄されていることは、遺族はもちろん國民としてまことに痛恨にたえないものであり、とくに同方面は郷土部隊である元第六師団の激戦地域であつて、熊本県出身の犠牲者が最も多く、遺族の心情察するに余りあるものがあつて、元第六師団の激戦地であるから、同方面の遺骨収集の実現を期せられたいとの請願。

第一八七〇号 昭和三十四年四月  
二十一日受理 引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願

請願者 五〇 中村晋外一名  
紹介議員 森中 守義君

生活保護法による被扶助者に対する引揚者給付金の国債還付金は、臨時収入であるとして、毎月それだけの額を扶助金から控除されているが、これは、せつかくの恩典を無視することなつてゐるから、生活保護法による被扶助者に対しても、援護法による弔慰金と同様国債還付金を臨時収入とせず、完全に支給されるよう、引揚者給付金等支給法の改正を図られたいとの請願。

二十二日受理 関する請願(二通)  
第一八八八号 昭和三十四年四月  
二十四日受理 保健婦助産婦看護婦の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する請願

請願者 東京都中野区本郷通り一ノ七 稲吉はづゑ外  
六百六十一名  
紹介議員 田村 文吉君

二十二日受理 保健婦助産婦看護婦の産前産後の休暇中における正常な業務確保の法制化に関する請願(二通)  
第一八八九号 昭和三十四年四月  
二十四日受理 保健婦助産婦看護婦の産前産後の休暇中における正常な業務確保の法制化に関する請願

請願者 東京都杉並区堀の内一ノ四四 加藤かよ外  
七百八名  
紹介議員 田村 文吉君